

第2号議案 小城都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別添のように変更する。

変更理由

平成17年3月の市町合併を契機として、新たに一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について、現在の小城都市計画区域及び牛津都市計画区域を統合し、並びに都市計画区域を拡大する変更を行うため。

(参考1)主な根拠規定(法:都市計画法、令:都市計画法施行令)

- ① 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。(法6の2-①)
- ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画は、県が定める。(法15-①)
- ③ 県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、県都市計画審議会の議を経て都市計画を決定する。(法18-①)
- ④ 上記③の規定は、都市計画の変更について準用する。(法21-②)

(参考2)都市計画決定の主な経緯と今後の手続き

事項	時期	備考
原案作成	平成22年3月中旬	
住民説明会	平成22年3月29日	
計画原案の縦覧	平成22年3月29日から 平成22年4月14日まで	
公聴会	平成22年4月27日(中止)	(公述申し出書の提出がなかったため中止)
県からの意見照会	平成22年6月22日	
小城市都市計画審議会	平成22年6月28日	
県への意見回答	平成22年7月上旬(予定)	
案の公告、縦覧	平成22年7月16日から 平成22年7月29日まで(予定)	2週間
佐賀県都市計画審議会	平成22年8月下旬(予定)	
国土交通大臣への同意協議	平成22年8月下旬(予定)	
国土交通大臣の同意	平成22年9月中旬(予定)	
公告	平成22年10月1日(予定)	